

## SAITO MEDICAL GROUP 就職応援奨学金制度規程

(定義)

**第1条** この奨学金は「SAITO MEDICAL GROUP 就職応援奨学金」(以下「本奨学金」といいます。)と称する。

2 奨学金を受け、それを返済又は返済免除通知を受けるまでの者を「奨学生」と称する。

(目的)

**第2条** 本奨学金は、別表に定める資格を取得し、将来、SAITO MEDICAL GROUP (以下「当グループ」といいます。)の各法人へ、別表1に定める資格を取得した上で就職しようとする者に対し、その大学、専門学校等(以下「修学校」といいます。)へ在籍する期間、当該学生の資金の援助を行うと共に、卒業後の就職先を確保することを目的とする。

(対象者)

**第3条** 奨学金の対象者は、当該修学校を卒業と同時に当グループの関連施設へ、別表1に定める資格を取得した上で就職しようとする者とする。

(奨学金の申請)

**第4条** 本奨学金の申請者は、次の各号の書類をもって申請する。

- (1) 本奨学金申請書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 課題作文
- (4) 当該修学校からの推薦書

2 前項の申請に係る書類は、当該修学校の窓口を介して、一般財団法人 SAITO MEDICAL GROUP へ提出する。

(審査)

**第5条** 本奨学金の貸与決定に係る審査は、申請書類及び申請者本人の面接により行う。

2 審査は、卒業後に就業しようとする SAITO MEDICAL GROUP の法人(以下「卒業就業先法人」といいます。)が行う。

3 審査結果は、卒業就業先法人から当該修学校へ書面にて通知する。

(採用基準)

**第6条** 奨学生の採用は、第4条第1項に定める申請書類及び面接における内容を総合的

に評価する。

- 2 奨学生の採用者数は、採用する各法人の財源、事業計画、採用計画に準じるものとする。

(貸与期間)

**第7条** 本奨学金の貸与期間は、当該修学校への入学又は在学中の申請時から卒業までの期間とする。

- 2 当該修学校を休学する場合も、前項と同様に貸与する。
- 3 貸与期間中、卒業就業先法人の担当者と奨学生は、年度毎に1回、定期面談を実施する。

(奨学金の貸与)

**第8条** 奨学金の貸与額は、別表1に定める。

- 2 奨学金は、申請書に記載のある金融機関口座へ、毎月25日に振込む。ただし、25日が金融機関の休業日である場合は、その前営業日に振込む。
- 3 貸与期間中、奨学生の学業又は性向などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の金額を減額することがある。当グループが必要と認めるときは、奨学生は、学業や生活状況等に関する報告書を毎年当グループに提出しなければならない。

(奨学金の返済)

**第9条** 当該修学校を卒業後、当グループへその資格をもって入職し、12か月の据え置き期間および貸与月数（以下「必要勤続期間」といいます。）勤続した場合、返済免除通知書をもって奨学金の返済を免除する。

- 2 必要勤続期間中に休職・休業した場合、休職・休業日のかかる月は、必要勤続期間に算入しない。
- 3 必要勤続期間中に懲戒処分を受け、停職等、出勤停止処分を受けた場合、出勤停止期間の属する月は必要勤続期間に算入しない。
- 4 卒業と同時に当該修学校の課程による資格取得ができず当グループへ就職した場合、当該資格を保有しない期間は必要勤続期間に算入しない。
- 5 次の各号の一にあたる場合、奨学生及び連帯保証人は、退学・退職日の属する月の翌月末日までに貸与を受けた額の全部又は一部を一括して当グループへ返済する。
  - (1) 当該修学校を自己都合又は懲戒により退学した場合
  - (2) 必要勤続期間中に自己都合、解雇又は懲戒により退職した場合
- 6 前項の返済額は、別表2に定める。
- 7 前各号にかかわらず、奨学生及び連帯保証人は、修学校を卒業後、3年以内に資格取得できなかった場合には、当グループからの請求に従い、貸与を受けた額を返済する。

(異動)

**第10条** 奨学生在学中に卒業就職先法人を変更することは原則として認めない。ただし、奨学生に特段考慮すべき事情があり、当グループがそれを承認する場合はその限りでない。

(規定外の事項に関する解決)

**第11条** 本規程に定めのない事項が発生したときは、当グループ及び奨学生の協議により都度決定するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

**第12条** 本規程に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

1. 本規程は、令和6年4月1日より施行する。

以 上

(別表1)

令和6年4月1日

## SAITO MEDICAL GROUP 就職応援奨学金 貸与月額一覧

SAITO MEDICAL GROUP 就職応援奨学金制度規程第8条1項による、職種別貸与月額一覧を次の通りとする。

貸与月額は、貸与決定時の審査における総合的な評価により決定する。

取得を目指す資格	貸与月額
医師	10万円～
看護師	5万円～
准看護師	5万円～
薬剤師	5万円～
理学療法士	5万円～
作業療法士	5万円～
言語聴覚士	5万円～
管理栄養士	5万円～
社会福祉士	5万円～
精神保健福祉士	5万円～
臨床心理士	5万円
公認心理師	5万円

以 上